

平成 29 年度 児童生徒の問題行動・不登校等の状況について（概要版）

1. 暴力行為について

(1) 暴力行為の発生件数

	神戸市の 発生件数 (件)	1,000 人あたりの発生件数 (件)			
		神戸市	全国	兵庫県	指定都市
小学校	358	4.7	4.4	2.7	—
中学校	610	17.3	8.9	7.6	—
高等学校	14	2.2	1.9	1.8	—
合計	982	8.4	5.1	3.8	7.0

(2) 暴力行為の内訳

- ・「生徒間暴力」83.2%（全国 67.0%・県 73.6%・指定都市 67.7%）が最も多い。

(3) 今後の対応等

- ・1,000 人あたりの発生件数が全国等を上回っていることから、原因分析を行い、自分の存在が周りの人の役に立っているという「自己有用感」を高める積極的な指導を継続するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察署等関係機関との連携、学校サポートチーム会議等を通して、専門的・多面的な支援を行う。

2. いじめについて

(1) いじめの認知件数

	神戸市の 発生件数 (件)	1,000 人あたりの発生件数 (件)			
		神戸市	全国	兵庫県	指定都市
小学校	3,183	41.9	49.0	29.1	—
中学校	1,599	45.5	25.0	28.7	—
高等学校	16	2.5	4.9	4.8	—
特別支援学校	4	3.6	14.1	22.7	—
合計	4,802	40.5	33.9	24.0	40.0

(2) いじめの解消状況

- ・「いじめが解消している」97.1%（全国 85.8%・県 89.0%・指定都市 88.6%）

(3) いじめの発見のきっかけ

- ・「学級担任が発見」、「学級担任以外の教職員が発見」、「養護教諭が発見」を合わせた「教職員が発見」34.8%（全国 13.6%・県 26.1%・指定都市 13.5%）
- ・「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」27.2%（全国 10.1%・県 20.2%・指定都市 12.4%）

(4) いじめの態様

- ・「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」45.9%
（全国 62.3%・県 59.9%）
- ・「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」24.8%
（全国 21.2%・県 21.5%）

(5) いじめる児童生徒への特別な対応

- ・「保護者への報告」83.3%（全国46.3%・県74.0%）
- ・「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」58.2%（全国46.5%・県58.2%）

(6) いじめられた児童生徒への特別な対応

- ・「学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した」81.9%（全国12.5%・県52.4%）

(7) いじめの日常的な実態把握

- ・「アンケート調査の実施」99.2%（全国99.9%・県99.5%）
- ・「家庭訪問」89.0%（全国66.2%・県76.1%）

(8) 今後の対応等

- ・平成28年10月に発生した一人の中学生が自ら命を絶つという痛ましい事案において、ご遺族に寄り添った対応ができておらず、また事務執行の過程や資料（メモ）の存在が判明した以降についても極めて不適切で不誠実な対応を行っていたことを猛省し、チーム（組織）として対応できるよう、日常的に報告・連絡・相談を密に行い、適正な事務執行の徹底を図る。
- ・神戸市いじめ防止基本方針や、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」に基づき、さらに積極的な認知に努め、未然防止、早期発見・早期対応における組織的な対応の充実や、教職員の対応能力の向上を図るため、いじめ防止対策推進法等の趣旨・内容を周知徹底するための研修を継続していく。

3. 長期欠席（不登校等）について

(1) 長期欠席の状況

	市の児童生徒数(人)	病気	経済的理由	不登校	その他	長欠計
小学校	76,011	347	0	397	131	875
中学校	35,167	429	0	1,334	62	1,825
高等学校	6,321	43	20	75	64	202
合計	117,499	819	20	1,806	257	2,902

(2) 全児童生徒に占める不登校児童生徒数の割合

	神戸市	全国	兵庫県
小学校	0.52	0.55	0.52
中学校	3.79	3.38	3.63
合計	1.56	1.51	1.37

(3) 今後の対応等

- ・小中学校で不登校生徒数が増加しているため、不登校の未然防止や家庭支援を一層図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、生徒指導関係教員への研修等を通じた生徒指導体制のより一層の充実を図る。

平成 30 年 11 月 30 日

平成 29 年度 児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

文部科学省が平成 30 年 10 月 25 日に公表した「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果において、全国及び都道府県の集計結果に加えて、はじめて政令指定都市の集計結果も公表したことから、神戸市立の学校園の児童生徒の平成 29 年度の問題行動・不登校等の状況の調査結果及びその分析・課題・今後の対応について、とりまとめました。

1. 暴力行為について

(1) 暴力行為の発生件数

本市の暴力行為の発生件数は、982 件、1,000 人あたりの発生件数は 8.4 件（全国 5.1 件・兵庫県 3.8 件・指定都市 7.0 件）であり、全国・県・指定都市を上回っている。

- ・小学校： 358 件[1,000 人あたりの発生件数 4.7 件（全国 4.4 件・県 2.7 件）]
- ・中学校： 610 件[1,000 人あたりの発生件数 17.3 件（全国 8.9 件・県 7.6 件）]
- ・高等学校： 14 件[1,000 人あたりの発生件数 2.2 件（全国 1.9 件・県 1.8 件）]

(2) 暴力行為の内訳

- ・「生徒間暴力」83.2%（全国 67.0%・県 73.6%・指定都市 67.7%）が最も多く、次いで「器物損壊」（8.5%）、「対教師暴力」（7.6%）、「対人暴力」（0.7%）の順になっている。

(3) 課題と今後の対応

本市の暴力行為の 1,000 人あたりの発生件数が全国・県・指定都市を上回っていることから、その原因の分析を行うとともに、以下のような対応をすすめていく。

- ・各校園において、自己有用感（自分の存在が周りの人の役に立っているという感情）を高める指導を継続して行う。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、校内相談体制の充実を図る。
- ・学校だけでは解決困難な事案に対しては、関係機関との連携を図ると共に、学校サポートチーム会議等を通して、専門的・多面的な支援を行う。
- ・児童生徒や保護者との信頼関係を基盤に、警察署等関係機関との行動連携を一層充実させる。
- ・組織的な生徒指導体制のより一層の充実を図る。

【参考】本調査における「暴力行為」の考え方

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は対象外とする。

2. いじめについて

(1) いじめの認知件数の状況

本市のいじめ認知件数は、些細ないじめも見逃さないよう教員が児童生徒をきめ細かく見守ったりするなど、いじめを積極的に認知するよう各校園に周知したことから、4,802件となっており、1,000人あたりの認知件数は40.5(全国33.9・県24.0・指定都市40.0)で、全国・兵庫県・指定都市を上回っている。

- ・小学校：3,183件[1,000人あたりの認知件数41.9件(全国49.0件：兵庫県29.1件)]
- ・中学校：1,599件[1,000人あたりの認知件数45.5件(全国25.0件：兵庫県28.7件)]
- ・高等学校：16件[1,000人あたりの認知件数2.5件(全国4.9件：兵庫県4.8件)]
- ・特別支援：4件[1,000人あたりの認知件数3.6件(全国14.1件：兵庫県22.7件)]

(2) いじめの解消状況

・「解消している」割合は97.1%(全国85.8%・兵庫県89.0%・指定都市88.6%)である。

(3) いじめの発見のきっかけ

- ・「①学級担任が発見」21.4%、「②学級担任以外の教職員が発見」12.9%、「③養護教諭が発見」0.5%と、教職員が発見した割合①～③計34.8%(全国13.6%・県26.1%・指定都市13.5%)が全国、県、指定都市より高く、いじめの認知に対する教職員の意識が高まっていると考えられる。
- ・「⑦当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え」27.2%(全国10.1%・県20.2%・指定都市12.4%)が全国、県、指定都市より高い数値になっており、保護者と学校の密な連絡体制がとれていることが考えられる。
- ・「⑤アンケート調査など学校の取組により発見」1.7%(全国53.1%・県24.7%・指定都市50.0%)が全国、県、指定都市より低い数値になっているが、アンケート前に、教職員が発見するケースや保護者から訴えがあるケースが多いことが理由として考えられる。

(4) いじめの態様

- ・「①冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」は45.9%(全国62.3%・県59.9%)と最も多いが、全国・県よりやや低い数値になっている。
- ・「③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」は24.8%(全国21.2%・県21.5%)と、全国・県と同程度の数値になっている。

(5) いじめる児童生徒への特別な対応

- ・「⑩保護者への報告」83.3%(全国46.3%・県74.0%)については、全国・県を大きく上回っている。「⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」58.2%(全国46.5%・県58.2%)については、全国を上回っている。また「③別室指導した」23.1%(全国11.6%・県24.5%)など、状況に応じた指導がなされている。

(6) いじめられた児童生徒への特別な対応

- ・「④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した」81.9%(全国12.5%・県52.4%)については、全国、県を大きく上回っており、家庭訪問における対応の体制が確立されていると考えられる。

(7) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組み

- ・「①-1 いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った」「①-2 いじめ問題に関する校内研修会を実施した」「⑥学校いじめ防止基本方針をHPに公表」「⑩学校いじめ防止基本方針の点検・見直し」「⑪いじめ防止等の対策のための組織の招集」5項目は、すべての学校で取り組まれている。
- ・「②道徳や学級活動の時間に指導を行った」97.0%(全国91.3%・県95.6%)に関しては、未然防止等に向けた様々な取組を行っている。

(8) いじめの日常的な実態把握

- ・「1 アンケート調査の実施」99.2% (全国 99.9%・県 99.5%) が最も多く、次いで「4 家庭訪問」89.0% (全国 66.2%・県 76.1%) であった。

(9) 警察に相談・通報した件数

- ・警察に相談・通報した件数は 55 件(小学校 40 件・中学校 14 件・高等学校 1 件)である。

(10) 課題と今後の対応

- ・平成 28 年 10 月に発生した一人の中学生が自ら命を絶つという痛ましい事案において、ご遺族に寄り添った対応ができておらず、また事務執行の過程や資料(メモ)の存在が判明した以降についても極めて不適切で不誠実な対応を行っていたことを猛省し、チーム(組織)として対応できるよう、日常的に報告・連絡・相談を密に行い、適正な事務執行の徹底を図る。
- ・神戸市いじめ防止基本方針や、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」に基づき、さらに積極的な認知に努め、未然防止、早期発見・早期対応における組織的な対応の充実や、教職員の対応能力の向上を図るため、いじめ防止対策推進法等の趣旨・内容を周知徹底するための研修を継続していく。
- ・校内でいじめが認知された場合、個人で抱え込むのではなく、校内いじめ問題対策委員会にて情報共有するとともに対応を検討し、すべての教職員が一致団結していじめの問題に取り組む。
- ・児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するため、ネットパトロールを行い、早期発見に努める。
- ・インターネットやソーシャルメディアを通じて行われる外部から見えにくくなっているいじめを防止し、効果的に対処することができるよう児童生徒や保護者に対して啓発活動を実施する。
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために、家庭訪問が有効であることから、家庭との連携をより一層強化することにより、細かな情報や状況、児童生徒の心情等の把握に努める。

【参考】本調査における「いじめ」の考え方

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分に限って解釈されることのないようにすること。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- ④ 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- ⑤ けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3. 長期欠席（不登校等）について

（1）本市の長期欠席の状況

長期欠席者数は小学校で 875 人、中学校で 1,825 人、高等学校で 202 人である。このうち不登校児童生徒数は小学校で 397 人、中学校で 1,334 人、高等学校で 75 人である。

（2）本市の不登校児童生徒数

本市の小中学校の不登校児童生徒数は、1,731 人で、全児童生徒に占める割合は 1.56%（全国 1.51%・県 1.37%）であり、全国・県平均を上回っている。

- ・小学校： 397 人[全児童に占める割合 0.52% （全国 0.55%・兵庫県 0.52%）]
- ・中学校： 1,334 人[全生徒に占める割合 3.79% （全国 3.38%・兵庫県 3.63%）]
- ・高等学校： 75 人[全生徒に占める割合 1.18% （全国 1.68%・兵庫県 0.78%）]

（3）不登校の要因

- ・小学校では、「本人に係る要因」で見ると、『無気力』の傾向がある」43.8%が最も多く、『不安』の傾向がある」37.8%と続いている。いずれも、「家庭に係る状況」が要因となり登校できない児童が多い。
- ・中学校では、「本人に係る要因」で見ると、『無気力』の傾向がある」37.5%が最も多く、『不安』の傾向がある」36.1%が続き、いずれも「いじめを除く友人関係をめぐる問題」や「学業の不振」を理由とする生徒が多いが、それ以上に「家庭に係る状況」が大きな要因となっている。

（4）課題と今後の対応

特に小中学校で不登校生徒数が増加しているため、以下のような取組を各学校で一層強化していく。

- ・学ぶ喜びを実感できる授業づくりや共に助け合う集団づくり、児童生徒への愛情をもった積極的な関わり等、不登校の未然防止と家庭支援、働きかけについて一層の充実を図る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した児童生徒の悩みを積極的に受け止める校内相談体制の充実や、関係機関との連携の一層の充実を図る。
- ・様々な行事や体験活動等を通し、自己有用感を高める。
- ・不登校担当教員等の生徒指導関係教員への研修等を通した生徒指導体制のより一層の充実を図る。

【参考】本調査における「長期欠席」の考え方

※ 在籍児童生徒数及び平成 29 年度の結果は、学校基本調査による。

※ 年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒数を理由別に調査。

- ①「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。
- ②「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。
- ③「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）
- ④「その他」の欄には上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。

* 「その他」の具体例

- ア 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者

【参考】1暴力行為について

(1) 暴力行為の発生件数

学校種	全国(公立)		兵庫県(公立)		指定都市		神戸市(公立)	
	発生件数 (件)	1000人あたり (件)	発生件数 (件)	1000人あたり (件)	発生件数 (件)	1000人あたり (件)	発生件数 (件)	1000人あたり (件)
小学校	27,696	4.4	784	2.7			358	4.7
中学校	27,511	8.9	1,041	7.6			610	17.3
高等学校	4,408	1.9	196	1.8			14	2.2
全体	59,615	5.1	2,021	3.8	14,307	7.0	982	8.4

(2) 暴力行為の内訳

全体

学校種	全国(公立)		兵庫県(公立)		指定都市		神戸市(公立)	
	発生件数 (件)	形態別 構成比	発生件数 (件)	形態別 構成比	発生件数 (件)	形態別 構成比	発生件数 (件)	形態別 構成比
対教師暴力	8,454	14.2%	307	15.2%	1,933	13.5%	75	7.6%
生徒間暴力	39,919	67.0%	1,487	73.6%	9,686	67.7%	817	83.2%
対人暴力	1,147	1.9%	23	1.1%	287	2.0%	7	0.7%
器物損壊	10,095	16.9%	204	10.1%	2,401	16.8%	83	8.5%
計	59,615		2,021		14,307		982	

小学校

学校種	全国(公立)		兵庫県(公立)		神戸市(公立)	
	発生件数 (件)	形態別 構成比	発生件数 (件)	形態別 構成比	発生件数 (件)	形態別 構成比
対教師暴力	4,640	16.8%	137	17.5%	29	8.1%
生徒間暴力	19,346	69.9%	575	73.3%	307	85.8%
対人暴力	344	1.2%	1	0.1%	-	0.0%
器物損壊	3,366	12.2%	71	9.1%	22	6.1%
計	27,696		784		358	

中学校

学校種	全国(公立)		兵庫県(公立)		神戸市(公立)	
	発生件数 (件)	形態別 構成比	発生件数 (件)	形態別 構成比	発生件数 (件)	形態別 構成比
対教師暴力	3,426	12.5%	157	15.1%	44	7.2%
生徒間暴力	17,667	64.2%	742	71.3%	499	81.8%
対人暴力	660	2.4%	19	1.8%	6	1.0%
器物損壊	5,758	20.9%	123	11.8%	61	10.0%
計	27,511		1,041		610	

高等学校

学校種	全国(公立)		兵庫県(公立)		神戸市(公立)	
	発生件数 (件)	形態別 構成比	発生件数 (件)	形態別 構成比	発生件数 (件)	形態別 構成比
対教師暴力	388	8.8%	13	6.6%	2	14.3%
生徒間暴力	2,906	65.9%	170	86.7%	11	78.6%
対人暴力	143	3.2%	3	1.5%	1	7.1%
器物損壊	971	22.0%	10	5.1%	-	0.0%
計	4,408		196		14	

【参考】2いじめについて

(1)いじめの認知件数

学校種	全国(公立)		兵庫県(公立)		指定都市		神戸市(公立)	
	認知件数 (件)	1000人あたり (件)	認知件数 (件)	1000人あたり (件)	認知件数 (件)	1000人あたり (件)	認知件数 (件)	1000人あたり (件)
小学校	311,322	49.0	8,374	29.1			3,183	41.9
中学校	77,137	25.0	3,937	28.7			1,599	45.5
高等学校	11,212	4.9	525	4.8			16	2.5
特別支援学校	1,923	14.1	124	22.7			4	3.6
全体	401,594	33.9	12,960	24.0	82,369	40.0	4,802	40.5

(2)いじめの解消状況

神戸市

区分	(1)解消しているもの		(2)解消に向けて取組み中		その他		計
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
小学校	3,103	97.5%	80	2.5%	0	0.0%	3,183
中学校	1,539	96.2%	60	3.8%	0	0.0%	1,599
高等学校	16	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	16
特別支援学校	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	4
全体	4,661	97.1%	141	2.9%	0	0.0%	4,802

※「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から市立、市立から公立などの転学や退学等、(1)(2)に該当しないもの。

指定都市

区分	(1)解消しているもの		(2)解消に向けて取組み中		その他		計
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
全体	72,952	88.6%	9,245	11.2%	172	0.2%	82,369

※「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から市立、市立から公立などの転学や退学等、(1)(2)に該当しないもの。

兵庫県

区分	(1)解消しているもの		(2)解消に向けて取組み中		その他		計
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
小学校	7,404	88.4%	967	11.5%	3	0.0%	8,374
中学校	3,522	89.5%	415	10.5%	0	0.0%	3,937
高等学校	508	96.8%	17	3.2%	0	0.0%	525
特別支援学校	96	77.4%	28	22.6%	0	0.0%	124
全体	11,530	89.0%	1,427	11.0%	3	0.0%	12,960

※「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から市立、市立から公立などの転学や退学等、(1)(2)に該当しないもの。

全国

区分	(1)解消しているもの		(2)解消に向けて取組み中		その他		計
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
小学校	268,864	86.4%	41,968	13.5%	490	0.2%	311,322
中学校	64,683	83.9%	12,218	15.8%	236	0.3%	77,137
高等学校	9,507	84.8%	1,523	13.6%	182	1.6%	11,212
特別支援学校	1,479	76.9%	429	22.3%	15	0.8%	1,923
全体	344,533	85.8%	56,138	14.0%	923	0.2%	401,594

※「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から市立、市立から公立などの転学や退学等、(1)(2)に該当しないもの。

(3)いじめ発見のきっかけ

区 分	全国		兵庫県		指定都市		神戸市	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①学級担任が発見	43,853	10.9%	2,403	18.5%	8,695	10.6%	1,027	21.4%
②学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭・スクールカウンセラー等の相談員を除く)	9,293	2.3%	923	7.1%	2,142	2.6%	618	12.9%
③養護教諭が発見	1,549	0.4%	62	0.5%	260	0.3%	25	0.5%
④スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	774	0.2%	19	0.1%	198	0.2%	4	0.1%
⑤アンケート調査など学校の取組により発見	213,370	53.1%	3,204	24.7%	41,185	50.0%	82	1.7%
⑥本人からの訴え	71,792	17.9%	2,528	19.5%	15,313	18.6%	1,114	23.2%
⑦当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	40,646	10.1%	2,612	20.2%	10,225	12.4%	1,305	27.2%
⑧児童生徒(本人を除く)からの情報	13,423	3.3%	755	5.8%	2,823	3.4%	372	7.7%
⑨保護者(本人の保護者を除く)からの情報	5,590	1.4%	376	2.9%	1,228	1.5%	213	4.4%
⑩地域の住民からの情報	345	0.1%	33	0.3%	72	0.1%	17	0.4%
⑪学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	624	0.2%	40	0.3%	126	0.2%	20	0.4%
⑫その他(匿名による投書など)	335	0.1%	5	0.0%	102	0.1%	5	0.1%

(注)構成比は、各区分における認知件数に対する割合

(4)いじめの態様 ※複数回答

区 分	全国		兵庫県		神戸市	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	250,196	62.3%	7,766	59.9%	2,204	45.9%
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	56,312	14.0%	1,517	11.7%	358	7.5%
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	84,984	21.2%	2,781	21.5%	1,189	24.8%
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	23,561	5.9%	1,186	9.2%	729	15.2%
⑤金品をたかられる。	4,679	1.2%	161	1.2%	63	1.3%
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	23,293	5.8%	766	5.9%	334	7.0%
⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	30,431	7.6%	1,247	9.6%	634	13.2%
⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	11,641	2.9%	570	4.4%	196	4.1%
⑨その他	16,383	4.1%	342	2.6%	141	2.9%

(注)構成比は、各区分における認知件数に対する割合

(5)いじめる児童生徒への特別な対応 ※複数回答

区 分	全国		兵庫県		神戸市		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	7,578	1.9%	220	1.7%	27	0.6%	
②校長, 教頭が指導した。	20,028	5.0%	602	4.6%	115	2.4%	
③別室指導した。	46,396	11.6%	3,169	24.5%	1,109	23.1%	
④学級替えをした。	380	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	8	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	⑥その他	153	0.0%	6	0.0%	1	0.0%
⑦停学	277	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	
⑧出席停止	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
⑨自宅学習・自宅謹慎	928	0.2%	132	1.0%	10	0.2%	
⑩訓告	393	0.1%	1	0.0%	0	0.0%	
⑪保護者への報告	186,031	46.3%	9,587	74.0%	3,999	83.3%	
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	186,735	46.5%	7,541	58.2%	2,795	58.2%	
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	987	0.2%	106	0.8%	66	1.4%
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	552	0.1%	28	0.2%	10	0.2%
	ウ 病院等の医療機関等との連携	481	0.1%	16	0.1%	0	0.0%
	エ その他の専門的な関係機関との連携	1,048	0.3%	82	0.6%	36	0.7%
	オ 地域の人材や団体等との連携	478	0.1%	12	0.1%	6	0.1%
計	452,454	112.6%	21,502	165.9%	8,174	170.2%	

(注) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合

(6)いじめられた児童生徒への特別な対応 ※複数回答

区 分	全国		兵庫県		神戸市	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	13,250	3.3%	454	3.5%	82	1.7%
②別室を提供したり, 常時教職員が付くなどして心身の安全を確保したりした。	15,490	3.9%	644	5.0%	164	3.4%
③緊急避難として欠席させた。	687	0.2%	37	0.3%	7	0.1%
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	50,126	12.5%	6,786	52.4%	3,932	81.9%
⑤学級替えをした。	462	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
⑥当該いじめについて, 教育委員会と連携して対応した。	11,642	2.9%	863	6.7%	55	1.1%
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。(サポートチームなども含む。)	1,585	0.4%	109	0.8%	13	0.3%
計	93,242	23.3%	8,893	68.6%	4,253	88.6%

(注) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合

(7)学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 ※複数回答

区 分	全国		兵庫県		神戸市	
	学校数	構成比	学校数	構成比	学校数	構成比
①-1職員会議棟を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	33,797	97.7%	1,311	100.0%	264	100.0%
①-2いじめ問題に関する校内研修会を実施した。	28,462	82.3%	1,311	100.0%	264	100.0%
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	31,590	91.3%	1,253	95.6%	256	97.0%
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	27,486	79.4%	1,125	85.8%	229	86.7%
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	30,258	87.4%	1,170	89.2%	219	83.0%
⑤教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	25,860	74.7%	850	64.8%	148	56.1%
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	28,399	82.1%	1,300	99.2%	264	100.0%
⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	15,496	44.8%	600	45.8%	136	51.5%
⑧いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	11,041	31.9%	411	31.4%	92	34.8%
⑨インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	27,601	79.8%	1,119	85.4%	209	79.2%
⑩学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	31,093	89.9%	1,311	100.0%	264	100.0%
⑪学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	29,991	86.7%	1,308	99.8%	264	100.0%

(注1)いじめを認知していない学校も含まれる

(注2)構成比は、各区分における学校総数に対する割合

(8)いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に行った具体的な方法 ※複数回答

区 分	全国		兵庫県		指定都市		神戸市		
	学校数	構成比	学校数	構成比	件数	構成比	学校数	構成比	
(1)アンケート調査の実施	26,441	99.9%	1,305	99.5%	4,486	99.4%	262	99.2%	
① 実施頻度	ア 年1回	503	1.9%	2	0.2%			0	0.0%
	イ 年2～3回	15,758	59.5%	1,060	80.9%			247	93.6%
	ウ 年4回以上	10,180	38.5%	243	18.5%			15	5.7%
② 調査方法	ア 記名式	19,523	73.8%	1,018	77.7%			217	82.2%
	イ 無記名式	7,778	29.4%	299	22.8%			29	11.0%
	ウ 記名・無記名の選択式	2,999	11.3%	86	6.6%			21	8.0%
③ 回答方法	ア 選択式(学校で記入)	19,848	75.0%	973	74.2%			198	75.0%
	イ 選択式(持ち帰って記入)	2,873	10.9%	185	14.1%			13	4.9%
	ウ 記述式(学校で記入)	14,647	55.3%	658	50.2%			145	54.9%
	エ 記述式(持ち帰って記入)	2,406	9.1%	155	11.8%			14	5.3%
(2)個別面談の実施	23,826	90.0%	1,139	86.9%			226	85.6%	
(3)「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	14,485	54.7%	794	60.6%			178	67.4%	
(4)家庭訪問	17,513	66.2%	998	76.1%			235	89.0%	
(5)その他	1,597	6.0%	55	4.2%			14	5.3%	

(注1)いじめを認知していない学校も含まれる

(注2)構成比は、各区分における学校総数に対する割合

(9) 警察に相談・通報した件数

	全国			兵庫県			神戸市		
	相談通報件数	認知件数に占める割合	認知件数	相談通報件数	認知件数に占める割合	認知件数	相談通報件数	認知件数に占める割合	認知件数
小学校	271	0.1%	311,322	46	0.5%	8,374	40	1.3%	3,183
中学校	502	0.7%	77,137	30	0.8%	3,937	14	0.9%	1,599
高等学校	163	1.5%	11,212	21	4.0%	525	1	6.3%	16
特別支援学校	11	0.6%	1,923	2	1.6%	124	0	0.0%	4
全体	947	0.2%	401,594	99	0.8%	12,960	55	1.1%	4,802

「地方いじめ基本方針」を策定した自治体

	全国		兵庫県		指定都市		神戸市	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
策定済	1,572	90.2%	39	95.1%	20	100.0%	1	100.0%

「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体

	全国		兵庫県		指定都市		神戸市	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
設置済	1,330	76.3%	35	85.4%	13	65.0%	1	100.0%

条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体

	全国		兵庫県		指定都市		神戸市	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
教育委員会の附属機関	1,078	61.8%	24	58.5%	18	90.0%	1	100.0%
地方公共団体の長の附属機関	891	51.1%	17	41.5%	15	75.0%		

【参考】3長期欠席(不登校等)について

(1)神戸市の長期欠席の状況

学校種	在籍児童 生徒数	病気	経済的 理由	不登校	その他	計(長欠)
小学校	76,011	347	0	397	131	875
中学校	35,167	429	0	1,334	62	1,825
高等学校	6,321	43	20	75	64	202
合計	117,499	819	20	1,806	257	2,902

(2)不登校児童生徒数

学校種	全国(公立)		兵庫県(公立)		指定都市		神戸市(公立)	
	人数	1000人あたり (人)	人数	1000人あたり (人)	人数	1000人あたり (人)	人数	1000人あたり (人)
小学校	34,732	5.5	1,490	5.2	7,959	5.9	397	5.2
中学校	104,295	33.8	4,979	36.3	22,672	36.7	1,334	37.9

(3) 不登校の要因(国・県との比較) ①小学校

全国

学校、家庭に係る要因 (要因) 区 本人に係る要因 (分類)	分類別児童数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況
			いじめ	いじめを除く友人関係の問題	教職員との関係をもぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不応	
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	4,420	12.6%	186	2,804	703	351	37	22	93	177	1,121
「あそび・非行」の傾向がある。	282	0.8%	1	21	8	71	0	0	20	5	195
「無気力」の傾向がある。	9,701	27.7%	9	655	116	1,950	70	12	184	213	6,561
「不安」の傾向がある。	12,888	36.8%	52	2,794	472	2,064	209	47	327	768	5,938
「その他」	7,741	22.1%	8	347	107	482	34	6	94	197	5,127
計	35,032	100.0%	256	6,621	1,406	4,918	350	87	718	1,360	18,942

兵庫県

学校、家庭に係る要因 (要因) 区 本人に係る要因 (分類)	分類別児童数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況
			いじめ	いじめを除く友人関係の問題	教職員との関係をもぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不応	
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	170	11.4%	5	100	21	9	0	0	6	2	38
「あそび・非行」の傾向がある。	12	0.8%	0	2	0	3	0	0	0	0	9
「無気力」の傾向がある。	469	31.5%	0	21	2	77	4	0	6	10	303
「不安」の傾向がある。	536	36.0%	0	99	18	75	13	1	11	34	233
「その他」	303	20.3%	0	16	6	8	1	0	1	8	156
計	1,490	100.0%	5	238	47	172	18	1	24	54	739

神戸市

学校、家庭に係る要因 (要因) 区 本人に係る要因 (分類)	分類別児童数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況
			いじめ	いじめを除く友人関係の問題	教職員との関係をもぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不応	
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	35	8.8%	0	22	3	3	0	0	0	0	13
「あそび・非行」の傾向がある。	2	0.5%	0	0	0	1	0	0	0	0	2
「無気力」の傾向がある。	174	43.8%	0	10	1	27	1	0	3	3	129
「不安」の傾向がある。	150	37.8%	0	26	1	32	4	0	2	13	71
「その他」	36	9.1%	0	3	3	4	0	0	1	3	19
計	397	100.0%	0	61	8	67	5	0	6	19	234

(注1) 「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。二つ以上の要因があり、いずれが主であるかを決め難い場合は、分類欄のより上段のものから選択。「その他」とは、本人や保護者と話をしても他の分類のような傾向が見えず、理由がはっきりしないものが該当する。

(注2) 「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答可。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。なお、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は、回答していない。

(注3) 「家庭に係る状況」とは、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等が該当する。

(3)不登校の要因(国・県との比較) ②中学校

全国

学校、家庭に係る要因 (要因) 区 本人に係る要因 (分類)	分類別児童数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況
			いじめ	をいじめを除く友人関係	る教職員との関係をめぐ	学業の不振	進路に係る不安	へのクラブ活動、部活動等	る学校のきまり等をめぐ	時の入学、転編入学、進級	
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	19,332	17.7%	362	13,758	1093	2,083	513	957	314	1,177	2,750
「あそび・非行」の傾向がある。	5,383	4.9%	2	551	147	1,387	200	67	1,688	152	2,319
「無気力」の傾向がある。	33,317	30.6%	12	4,259	389	10,487	1,536	696	978	1,910	12,781
「不安」の傾向がある。	34,999	32.1%	79	10,732	617	8,133	2,628	1026	511	3,491	9,012
「その他」	15,968	14.6%	12	1,459	185	1,648	434	221	282	901	6,712
計	108,999	100.0%	467	30,759	2,431	23,738	5,311	2,967	3,773	7,631	33,574

兵庫県

学校、家庭に係る要因 (要因) 区 本人に係る要因 (分類)	分類別児童数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況
			いじめ	をいじめを除く友人関係	る教職員との関係をめぐ	学業の不振	進路に係る不安	へのクラブ活動、部活動等	る学校のきまり等をめぐ	時の入学、転編入学、進級	
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	808	16.2%	2	537	63	73	15	51	16	43	110
「あそび・非行」の傾向がある。	265	5.3%	0	29	9	70	12	11	75	11	116
「無気力」の傾向がある。	1,694	34.0%	0	183	14	494	86	44	48	147	654
「不安」の傾向がある。	1,592	32.0%	0	446	24	411	143	51	34	178	363
「その他」	620	12.5%	0	59	7	47	16	10	10	42	253
計	4,979	100.0%	2	1,254	117	1,095	272	167	183	421	1,496

神戸市

学校、家庭に係る要因 (要因) 区 本人に係る要因 (分類)	分類別児童数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況
			いじめ	をいじめを除く友人関係	る教職員との関係をめぐ	学業の不振	進路に係る不安	へのクラブ活動、部活動等	る学校のきまり等をめぐ	時の入学、転編入学、進級	
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	190	14.2%	0	151	12	23	8	7	7	12	22
「あそび・非行」の傾向がある。	71	5.3%	0	5	4	19	7	1	19	4	43
「無気力」の傾向がある。	500	37.5%	0	60	7	153	28	13	13	57	238
「不安」の傾向がある。	482	36.1%	0	153	12	138	60	19	4	80	119
「その他」	91	6.8%	0	19	1	7	3	6	2	17	37
計	1,334	100.0%	0	388	36	340	106	46	45	170	459

(注1) 「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。二つ以上の要因があり、いずれが主であるかを決め難い場合は、分類欄のより上段のものから選択。「その他」とは、本人や保護者と話をしても他の分類のような傾向が見えず、理由がはっきりしないものが該当する。

(注2) 「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答可。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。なお、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は、回答していない。

(注3) 「家庭に係る状況」とは、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等が該当する。